

漁業法第67条第1項の規定により内水面漁場計画を次のとおり定める。

令和5年5月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 漁業の種類

第5種共同漁業

2 免許予定日、申請期間及び存続期間

- (1) 免許予定日 令和5年9月1日
- (2) 申請期間 令和5年6月8日から同年7月7日まで
- (3) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

3 漁業権ごとの漁業の名称、漁業時期、漁場の位置、漁場の区域、条件及び関係地区

(1) 漁業権の公示番号 内共第1号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
に じ ま す 漁 業	同
い わ な 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
う な ぎ 漁 業	同
て な が え び 漁 業	同

イ 漁場の位置 相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町並びに愛甲郡愛川町及び清川村地先

ウ 漁場の区域
点の位置

- 基点A 平塚市千石河岸839番1地先に設置した標識
- 基点B 平塚市須賀2,503番1に設置した標柱
- 基点C 相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川

左岸との交点

- 基点D Cから134度の直線と対岸との交点
- 基点E 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱
- 基点F 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱
- 基点G 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端
- 基点H 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端
- 基点I 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金沢えん堤天端右岸上流端
- 基点J 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金沢えん堤天端左岸上流端
- 基点K 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端
- 基点L 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端
- 基点M 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端右岸上流端
- 基点N 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八丁えん堤天端左岸上流端
- 基点O 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱
- 基点P 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱
- 基点Q 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端
- 基点R 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端
- 基点S 山梨県と神奈川県との境界と相模川右岸との交点
- 基点T Sから310度の線と対岸との交点
- a GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所
- b HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所
- c IからJを見通した線を0度とし、Iを中心として右回りに270度の線上でIから30メートルの所
- d JからIを見通した線を0度とし、Jを中心として右回りに90度の線上でJから30メートルの所
- e KからLを見通した線を0度とし、Kを中心として右回りに270度の線上でKから30メートルの所

- f L から K を見通した線を 0 度とし、L を中心として右回りに 90 度の線上で L から 30 メートルの所
- g M から N を見通した線を 0 度とし、M を中心として右回りに 270 度の線上で M から 30 メートルの所
- h N から M を見通した線を 0 度とし、N を中心として右回りに 90 度の線上で N から 30 メートルの所

区域 上記の A B 及び C D の 2 直線間の相模川本流及び支流の区域。
 ただし、C D 及び Q R の 2 直線間の道志川支流の区域、O P、Q R 及び S T の 3 直線間の相模川本流及び支流の区域、串川の区域、厚木市小野字榎田 2, 253 番 2 地先に設置した農業用水取水せき下流端より上流の細田川の区域並びに E F、a b、c d、e f 及び g h の 5 直線間の中津川、早戸川、水沢川及び宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、高座郡寒川町並びに愛甲郡愛川町及び清川村

(2) 漁業権の公示番号 内共第 2 号

ア 漁業の名称及び漁業時期

やまめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
にじます漁業	同
いわな漁業	同

イ 漁場の位置 相模原市緑区地先

ウ 漁場の区域 道志川合流点から上流の神の川本流の区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 相模原市緑区青根、青野原、青山、太井、鳥屋、長竹、中野、根小屋、又野、三井及び三ヶ木

(3) 漁業権の公示番号 内共第 3 号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで
に じ ま す 漁 業	同
い わ な 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
う な ぎ 漁 業	同

イ 漁場の位置 小田原市、秦野市、南足柄市並びに足柄上郡大井町、松田町、山北町及び開成町地先

ウ 漁場の区域
点の位置

- 基点A 小田原市東町四丁目496番口に設置した標柱
- 基点B 小田原市西酒匂一丁目1,653番12に設置した標柱
- 基点C 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄えん堤右岸に設置した標柱
- 基点D 足柄上郡山北町神尾田字田入地先神縄えん堤天端左岸下流端
- 基点E 足柄上郡山北町世附字栗ノ木日影889番2に設置した標柱
- 基点F 足柄上郡山北町世附字上ノ山970番1に設置した標柱
- 基点G 足柄上郡山北町中川字源蔵220番3に設置した標柱
- 基点H 足柄上郡山北町中川字小塚898番26に設置した標柱
- 基点I 足柄上郡山北町玄倉字大ノ山588番6に設置した標柱
- 基点J 足柄上郡山北町玄倉字立間570番18に設置した標柱

区域 上記のA Bの直線から上流の酒匂川本流及び支流の区域。ただし、C D、E F、G H及びI Jの4直線間の河内川、世附川及び玄倉川の本流及び支流の区域を除く。

エ 条件 なし

オ 関係地区 小田原市、秦野市、南足柄市並びに足柄上郡大井町、松田町、山北町及び開成町

(4) 漁業権の公示番号 内共第4号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3 月 1 日から 12 月 31 日まで
や ま め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
に じ ま す 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
こ い 漁 業	同

イ 漁場の位置 小田原市及び足柄下郡箱根町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 小田原市地先早川橋右岸側橋脚下流端

基点 B 小田原市地先早川橋左岸側橋脚下流端

区域 上記の A B の見通し線から上流の早川本流及び支流の区域

エ 条件 なし

オ 関係地区 小田原市及び足柄下郡箱根町

(5) 漁業権の公示番号 内共第 5 号

ア 漁業の名称及び漁業時期

や ま め 漁 業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
い わ な 漁 業	同
ひ め ま す 漁 業	同
に じ ま す 漁 業	同
ブ ラ ウ ン ト ラ ウ ト 漁 業	同
わ か さ ぎ 漁 業	同
う ぐ い 漁 業	同
お い か わ 漁 業	同
ふ な 漁 業	同
こ い 漁 業	同
オ オ ク チ ハ ス 漁 業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡箱根町地先

ウ 漁場の区域 芦ノ湖の区域

エ 条件 オオクチバスは当該漁場の区域から生体のまま持ち出さないことを漁業権行使規則及び遊漁規則で定めること。

オ 関係地区 足柄下郡箱根町

(6) 漁業権の公示番号 内共第6号

ア 漁業の名称及び漁業時期

あ ゆ 漁 業	3月1日から12月31日まで
や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町及び静岡県熱海市泉地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 静岡県熱海市泉地先千歳橋橋台右岸下流端

基点B 足柄下郡湯河原町地先千歳橋橋台左岸下流端

区域 上記のA Bの直線から上流の千歳川本流及び支流の区域。

エ 条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡湯河原町及び静岡県熱海市泉